

# 石川県スキー連盟 役員選出に関する内規

第1条 石川県スキー連盟規約第65条に基づき内規を定める。

第2条 役員の数、下記によるものとする。

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 副会長  | 6名以内                    |
| 理事長  | 1名                      |
| 副理事長 | 4名以内                    |
| 常任理事 | 6名以内                    |
| 理事   | 43名以内（理事長、副理事長、常任理事を含む） |

第3条 理事の構成は、下記によるものとする。

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 地域代表理事          | 11名以内 |
| 専門部会代表理事        | 15名以内 |
| 高体連代表理事、中体連代表理事 | 各1名   |
| 会長推薦理事          | 15名以内 |

第4条 地域代表理事の選出方法については、所属団体を白山・金沢・県南・県北の4ブロックの地域とし各ブロックに2名選出するものとする。但し、白山ブロックは1名、金沢ブロックは2名を追加する。

- 2 地域代表理事は次期選出の際に各地域の代表者となり、各地域代表理事を選考し選出する。
- 3 地域ブロックは、次のとおりとし所属団体の詳細は、別途に所属団体名簿による。

(1) 白山ブロック

白山市、野々市市に位置する所属団体

(2) 金沢ブロック

金沢市に位置する所属団体

(3) 県南ブロック

小松市、能美市、加賀市、川北町に位置する所属団体

(4) 県北ブロック

かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市、珠洲市、内灘町、津幡町、宝達志水町、志賀町、中能登町、穴水町、能登町に位置する所属団体

第5条 本内規の変更、廃止は、理事会の議決による。

附 則

この内規は、 から施行する。

令和2年10月 2日 一部改正